



鳥取県公報

平成17年 5月20日(金)
第 7 6 8 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	指定居宅サービス事業者の指定 (431) (中部総合事務所福祉保健局) 1
	指定居宅サービス事業者の指定 (432) (西部総合事務所福祉保健局) 1
	指定居宅サービス事業者の廃止 (433) (") 2
	生活保護法による医療機関の指定 (434) (福祉保健課) 2
	生活保護法による薬局の廃止の届出 (435) (") 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (436) (東部福祉保健局) 3
	指定居宅介護支援事業者の指定 (437) (") 3
	指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたもの (438) (") 4
	農業振興地域整備計画の変更 (439) (経営支援課) 4
	土地改良事業の同意 (440) (耕地課) 4
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2 件) (森林保全課) 5
調達公告	随意契約の相手方の決定 (税務課) 8
	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 9

告 示

鳥取県告示第431号

介護保険法 (平成 9 年法律第123号) 第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 5月20日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名 (名称及び代表者の氏名)	住所 (主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
有限会社 和企画 代表取締役 田中 文子	倉吉市幸町532 - 1	デイサービスセンター笑	倉吉市丸山476 - 3	通所介護	平成17年 5月13日

鳥取県告示第432号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年5月20日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
有限会社 さくら ケアサポート 代表取締役 田本慎二	広島県広島市中区加古町13-12	さくら・介護ステーションほほえみ	米子市福市7-6	訪問介護	平成17年5月1日
〃	〃	さくらデイサービス旗ヶ崎	米子市旗ヶ崎七丁目24-5	通所介護	〃
有限会社けあホーム 代表取締役 金田孝成	米子市大篠津町690-13	デイサービスセンターおおしのづ	米子市大篠津町506-1	〃	平成17年5月11日

鳥取県告示第433号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年5月20日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	廃止年月日
有限会社 さくら 介護グループ 代表取締役 田本慎二	広島県広島市中区加古町13-12	さくら・介護ステーションほほえみ	米子市福市7-6	訪問介護	平成17年4月30日
〃	〃	さくらデイサービス旗ヶ崎	米子市旗ヶ崎七丁目24-5	通所介護	〃

鳥取県告示第434号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年5月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社池田薬局	鳥取市今町一丁目323	平成17年 4月18日
葉狩皮膚科クリニック	鳥取市今町一丁目502	平成17年 4月23日

鳥取県告示第435号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年 5月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
清水薬局	米子市奥谷935 - 2	平成17年 3月31日

鳥取県告示第436号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 5月20日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
有限会社 SKプラン 取締役 佐々木さゆり	鳥取市生山123 - 9	デイサービスセンター 美咲園	鳥取市生山123 - 9	通所介護	平成17年 5月 9日
”	”	介護ホーム 美咲園	”	特定施設入所者生活介護	”

鳥取県告示第437号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 5月20日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所所在地	指定年月日
有限会社 SKプラン 取締役 佐々木さゆり	鳥取市生山123 - 9	居宅介護支援事業所美咲園	鳥取市生山123 - 9	平成17年5月9日

鳥取県告示第438号

介護保険法（平成9年法律第123号）第71条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされたものについて、鳥取県介護保険法施行細則（平成11年鳥取県規則第50号）第11条の指定により、次のとおり告示する。

平成17年5月20日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービス事業の種類	指定年月日
有限会社 池田薬局 池田 浩三	鳥取市今町一丁目323	有限会社 池田薬局	鳥取市今町一丁目323	居宅療養管理指導	平成17年4月12日

鳥取県告示第439号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

その変更後の計画書は、鳥取県農林水産部経営支援課及び鳥取地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成17年5月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 変更に係る計画の名称

広域整備計画（鳥取広域営農団地整備計画）

2 変更に係る計画の対象地域

鳥取農業振興地域、国府農業振興地域、岩美農業振興地域及び福部農業振興地域

鳥取県告示第440号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、大山町が行う土地改良事業（団体営基盤整備促進事業中高地区暗渠排水）について、平成17年5月16日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成17年5月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年 5月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年 4月22日付鳥取県告示第359号）の内容

（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

西村 延子	西伯郡伯耆町福岡字郷原山249の1
西村 博典	"
西村 延子	西伯郡伯耆町福岡字郷原山249の4
西村 博典	"
梅林 亀寿	西伯郡伯耆町福岡字桂ヶ谷奥1829の1 から1829の4まで
車 富江	"
車 恵輔	"
安達 章	西伯郡伯耆町福岡字間賀奥2494
安達 秀隆	"
安達 章	西伯郡伯耆町福岡字間賀奥2496の1
安達 秀隆	"
安達 亀太郎	西伯郡伯耆町福岡字間賀奥2498
安達 幾太郎	"
住田 秀治	"
住田 増一郎	"
杉原 岩次郎	西伯郡伯耆町福岡字芦谷2695の2
杉原 忠平	"
杉原 豊一郎	"
杉原 むめ	"
船越 のぶ	"
松原 勝二郎	"
生田 寛美	西伯郡伯耆町福岡字小皿谷上平ノ一3100
影山 当正	西伯郡伯耆町福岡字日南山3101

杉原 徳重郎	西伯郡伯耆町福岡字小皿谷上平3106の1
生田 寛美	西伯郡伯耆町福岡字金町ノ三3602の1
〃	西伯郡伯耆町福岡字大皿谷3863の1
生田 貞次郎	西伯郡伯耆町福岡字大皿谷3863の2
生田 茂三郎	〃
生田 茂治	〃
生田 常治	〃
池信 まきよ	〃
池本 勝治	〃
池本 増三郎	〃
須村 芳太郎	〃
須村 嘉平	〃
須村 武一	〃
須村 竹次郎	〃
須村 為次郎	〃
生田 寛美	西伯郡伯耆町福岡字飛子原3907の1
〃	西伯郡伯耆町福岡字飛子原3908の2
梅田 浩二	西伯郡伯耆町福岡字一ノ貝山3996の1 (次の図に示す部分に限る。)
〃	西伯郡伯耆町福岡字一ノ貝山3997の1
〃	西伯郡伯耆町福岡字一ノ貝山3997の2
生田 茂治	西伯郡伯耆町福岡字一ノ貝山3998の20
生田 常治	〃
池田 太	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林
保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 伯耆町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森
林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、
同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年 5月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年 4月26日付鳥取県告示第373号）の内容

（告示の内容）

（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

安藤 熊男	西伯郡伯耆町畑池字谷中東山1039の 1
安藤 良之	〃
永井 薫	〃
西村 幸	〃
安藤 熊男	西伯郡伯耆町畑池字谷中東山1039の 2
安藤 章治	〃
梶間 喬二	〃
土井 保之	〃
永井 薫	〃
西村 美朝	〃
安藤 熊男	西伯郡伯耆町畑池字谷中東山1039の 3
安藤 章治	〃
梶間 喬二	〃
土井 保之	〃
永井 薫	〃
西村 貞二	〃
西村 美朝	〃
安藤 熊男	西伯郡伯耆町畑池字谷中東山1039の 4
安藤 章治	〃
梶間 喬二	〃
土井 保之	〃
永井 薫	〃
西村 貞二	〃
西村 美朝	〃
安達 幸子	西伯郡伯耆町福岡字中倉奥3235
安達 長寿	〃
安達 守	〃
安達 亨	〃
小平 美則	〃
安達 幸子	西伯郡伯耆町福岡字中倉奥3236の 1
安達 長寿	〃
安達 守	〃

安達 亨	〃
小平 美則	〃
安達 之太郎	西伯郡伯耆町福岡字中倉奥3236の2
小平 善宇治	〃
住田 弁次郎	〃
安達 之太郎	西伯郡伯耆町福岡字中倉奥3236の4
小平 善宇治	〃
住田 弁次郎	〃
安達 幸子	西伯郡伯耆町福岡字中倉奥3236の5
安達 長寿	〃
安達 守	〃
安達 亨	〃
小平 美則	〃
梅林 博	西伯郡伯耆町福居字穴ヶ峠奥558の1
竹田 照美	〃
野口 哲男	〃
舟越 良雄	〃
竹田 照美	西伯郡伯耆町福居字穴ヶ峠奥558の2
船越 勇治	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林
保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 伯耆町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成
7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年5月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 税務事務総合電算処理システム 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 契約日 | 平成17年4月1日 |
| 4 契約の相手方の名称
及び所在地 | 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220 |
| 5 契約金額 | 135,585,870円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当 |
| 7 契約事務担当部局の
名称及び所在地 | 鳥取県総務部税務課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年5月20日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

磁気共鳴断層撮影装置 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成17年8月31日（水）

(4) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、医療・理化学機器類に係るものを有すること。

(3) 平成17年5月20日（金）から同年6月30日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による医療用具の販売業の届出を行っている者であること。

(5) この公告に示した物品を1の(3)の納入期限までに1の(4)の納入場所に確実に納入することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒682 - 0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局経営課用度担当

電話 0858 - 22 - 8213

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年5月20日(金)から同年6月20日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時までの間交付する。

(3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年6月30日(木)午後2時(郵送による入札書の受領期限は、同日正午)

鳥取県立厚生病院 中会議室(本館3階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成17年6月20日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「規程」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Magnetic Resonance Imager, 1 Set
- (2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 20, June, 2005
- (3) Date and time for tender submission : 2 : 00 PM 30, June, 2005
Deadline for the submission of tenders by registered mail : 0 : 00 PM 30, June, 2005
- (4) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei
Hospital 150 Higashishowa - mati, Kurayoshi - shi, Tottori 682 - 0804 Japan TEL 0858 - 22 - 8213

